

北海道交通安全対策会議 開催結果(概要)

【開催日時】 令和3年7月7日(水)15:00～15:30

【開催場所】 北海道第二水産ビル 3階3S会議室(札幌市中央区北3条西7丁目)

【出席者】 委員16名(代理出席含む)、事務局5名 別紙出席者名簿のとおり

【概要】

1 あいさつ 北海道小玉副知事

- ・ 北海道交通安全計画は、交通安全対策基本法の制定(昭和45年)以降、5年ごとに作成し、これに基づいて対策を推進してきた。
- ・ 昨年の交通事故死者数は144人で、ピークであった昭和46年889人の6分の1以下にまで減少しているが、依然として多くの尊い命が犠牲になっており、いまだ177人を数え、負傷者数も9千人を超えている。また、近年は、死亡事故に占める高齢ドライバーの割合が増加し、飲酒運転も後を絶たない状態にある。
- ・ 6月28日には、千葉県で飲酒運転より下校途中の小学生5人が死傷する痛ましい事故が発生した。こうした事故が二度と発生しないよう皆様とともに交通事故の防止と飲酒運転の根絶に取り組んでいく。
- ・ 誰もが安全で安心して暮らし続けられる社会の実現を図っていくためには、交通安全の確保が不可欠。今後とも、関係機関が一層連携して、道路交通や鉄道交通などの分野ごとに総合的な安全対策を推進するとともに、各地域において、関係機関や団体、民間企業など様々な主体による積極的な取組が促進されるよう、広く情報発信していくことが重要。
- ・ 本日は、本会議の幹事会で取りまとめた「第11次北海道交通安全計画(案)」の成案を得て、本道における今後5か年の交通安全施策の大綱としたい。委員の皆様には、ご審議をお願い申し上げます。

(議事進行:北海道環境生活部長)

2 議題

第11次北海道交通安全計画について (事務局(環境生活部暮らし安全局長)から、資料に沿って説明)

- ・ 資料1に基づき説明する。
- ・ はじめに、「1 根拠法令」についてであるが、北海道交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条の規定により、都道府県の陸上交通の安全施策の大綱として、北海道交通安全対策会議が作成することとされており、昭和46年度以降、10次にわたりまして、これまで5年ごとに策定してきた。
- ・ 都道府県の交通安全計画は、国(中央交通安全対策会議)が作成する交通安全基本計画を基に作成することとなっているため、計画(案)の内容については、本年3月29日に決定された 第11次交通安全基本計画を基に、北海道の特徴的な情勢や、道内の交通事故の発生状況を踏まえて修正を加えた内容となっている。

- ・次に、「2 検討の経過」についてであるが、最初に、昨年7月14日の北海道交通安全対策会議幹事会において、計画作成の進め方などの情報共有を行い、11月に内閣府が公表した第11次交通安全基本計画（中間案）を受け、12月10日の幹事会において、計画（素案）の原稿作成とともに、構成や重点課題、数値目標設定などの考え方について協議。本年3月16日の幹事会で、計画（素案）について協議し、その後、3月から4月にかけて、計画（素案）に対する道民意見の募集を実施。6月4日の幹事会で、道民意見の反映など若干の修正の上、計画（案）を取りまとめ、道議会環境生活委員会に報告したところ。
- ・次に、「第11次北海道交通安全計画（案）の概要について説明する。「第1部 総論」の「第1章 交通安全計画について」であるが、先程ご説明したとおり、この計画は、交通安全対策基本法に基づき作成するものである。計画の期間については、国の計画と同様に、令和3年度から令和7年度までの5年間としている。
- ・また、「2 計画の基本理念」についてであるが、「交通事故のない社会を目指して」、「人優先の交通安全思想」、「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」を掲げて計画を推進することとしている。
- ・次に、「第2章 交通事故等の現状等」についてであるが、「1 道路交通事故の現状等」に関しては、道路交通について、長期的な交通事故の発生状況や交通事故死者に占める高齢者の長期的推移等について記載している。
- ・次に、「第3章 交通安全計画における目標」についてであるが、道路交通の安全についての目標に関して、前回の第10次計画では、「令和2年までに年間の24時間死者数を150人以下」としていたが、本計画では、これを「令和7年までに134人以下」にすることとしている。
- ・鉄道、踏切道における目標に関しては、列車の乗客の死者ゼロ、列車の運転事故全体の死者数の減少などを目標として掲げている。
- ・「第4章 施策の柱と重点課題」に関しては、「1 高齢化社会を踏まえた総合的な対策」、「2 飲酒運転の根絶」、「3 スピードダウン」、「4 シートベルトの全席着用」、「5 自転車の安全利用」、「6 生活道路における安全確保」、「7 鉄道交通における安全対策」、「8 踏切道における交通安全対策」、「9 冬季に係る陸上交通の安全」まで本道の情勢等を踏まえ、重点課題としている。
- ・「第2部 講じようとする施策」についてであるが、ここでは、具体的な取組を記載しており、「第1章 道路交通の安全」に関しては、「1 道路交通環境の整備」において、生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備を図ること、また、「2 交通安全思想の普及徹底」において、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進や交通安全に関する普及啓発活動を推進すること、「3 安全運転の確保」において、運転者教育の充実や安全運転管理の推進、交通労働災害の防止など、それぞれ取り組むこととしている。
- ・以下、「4 車両の安全性の確保」、「5 道路交通秩序の維持」、「6 救助・救急活動の充実」、「7 被害者支援の充実と推進」、「8 研究開発及び調査研究の充実」まで、資料記載の施策に取り組むこととしている。
- ・また、「第2章 鉄道交通の安全」と「第3章 踏切道における交通の安全」に関しましては、資料記載の

鉄道交通環境の整備や踏切保安施設の整備などに取り組むこととしている。

- ・ 次に、4の「道民からの意見の概要」についてご説明する。「(1)意見募集の実施結果」については、1個人、3団体の方から合計14件のご意見をいただいた。
- ・ 「(2)の意見の反映状況」については、「A 意見を受けて案を修正したもの」が 1件、「B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの」はなく、「C 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの」が 5件、「D 案に取り入れなかったもの」が 6件。また、「E 案の内容についての質問等」として、計画と関係ない意見が2件あった。
- ・ 「(3)の意見の概要等」について、第1部の「総論」では、道路交通の安全についての目標に関するものが 3件、重点課題(飲酒運転の根絶)に関するものが 2件、「第2部 講じようとする施策」では、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」に関するものが 1件、「幹線道路における交通安全対策」に関するものが 1件、「効果的な交通規制の推進」に関するものが 1件、「段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」に関するものが 1件、「交通安全に関する普及啓発活動の推進」に関するものが 1件、「自動運転車の安全対策・活用の推進」に関するものが 1件、計画全般に係る意見、その他の意見として、「計画の項目立て」に関するものが 1件、このほか、2件の意見の提出があった。
- ・ 計画案は、素案から基本的に構成等の変更はないが、パブリックコメントを受けて飲酒運転状況の推移に関するデータを追加したほか、国の「交通安全基本計画」を基に必要な文言の修正などを行っている。
- ・ 最後に、「5 第11次北海道交通安全計画(案)のポイント」について、説明する。
- ・ 「(1)計画の基本理念」についてですが、理念3本柱の一つが、「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」に変更し、「(2)これからの5年間において特に注視すべき事項」が新たに追加され、「高まる安全への要請と交通安全」、「新型コロナウイルス感染症の影響の注視」の二点を項目としておいている。
- ・ 10次計画との変更点についてですが、「(3)第11次北海道交通安全計画(案)での主な変更点」にあるとおり、「新たな記載内容」欄で太字で記載しているので、資料を参照願いたい。
- ・ 出席者からの発言なし。全会一致により計画を承認した。

3 配付資料

資料 1	第11次北海道交通安全計画(案)について
資料 2	第11次北海道交通安全計画(案)

以上